

| | | |
|-------|----------|------------------|
| 旧中川根町 | 地域指定年度 | 昭和48年度 |
| | 整備計画策定年度 | 昭和48年度 |
| | 計画見直し年度 | 昭和55年度 平成12年度 |
| 旧本川根町 | 地域指定年度 | 昭和48年度 |
| | 整備計画策定年度 | 昭和48年度 |
| | 計画見直し年度 | 昭和55年度 |
| 川根本町 | 地域指定年度 | 平成17年度 |
| | 整備計画策定年度 | 平成17年度 |
| | 計画見直し年度 | 平成22年度 |

川根本町農業振興地域整備計画書(案)

平成28年3月
静岡県榛原郡川根本町

目 次

| | |
|---|----|
| 第1 農用地利用計画 | 1 |
| 1 土地利用区分の方向 | 1 |
| (1) 土地利用の方向 | 1 |
| ア 土地利用の構想 | 1 |
| イ 農用地区域の設定方針 | 3 |
| (2) 農業上の土地利用の方向 | 5 |
| ア 農用地等利用の方針 | 5 |
| イ 用途区分の構想 | 5 |
| ウ 特別な用途区分の構想 | 6 |
| 2 農用地利用計画 | 6 |
| 土地利用計画図（別途）・・・① | |
| 第2 農業生産基盤の整備開発計画 | 7 |
| 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 | 7 |
| 2 農業生産基盤整備開発計画 | 8 |
| 農業生産基盤整備開発計画図（別途）・・・② | |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 8 |
| 4 他事業との関連 | 8 |
| 第3 農用地等の保全計画 | 9 |
| 1 農用地等の保全の方向 | 9 |
| 2 農用地等保全整備計画 | 9 |
| 農用地等保全整備計画図（別途）・・・③ | |
| 3 農用地等の保全のための活動 | 10 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 11 |
| 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画 | 12 |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用に関する誘導方向 | 12 |
| (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 | 12 |
| (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 | 13 |
| 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用の促進を図るための方策 | 13 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 13 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 第5 農業近代化施設の整備計画 | 14 |
| 1 農業近代化施設の整備の方向 | 14 |
| 2 農業近代化施設整備計画 | 14 |
| 農業近代化施設整備計画図（別途）・・・④ | |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 14 |
| 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 | 15 |
| 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 | 15 |
| 2 農業就業者育成・確保施設整備計画 | 15 |
| 3 農業を担うべき者のための支援の活動 | 15 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 15 |
| 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 | 16 |
| 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | 16 |
| 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | 17 |
| 3 農業従事者就業促進施設 | 17 |
| 4 森林の整備その他林業の振興との関連 | 17 |
| 第8 生活環境施設の整備計画 | 18 |
| 1 生活環境施設の整備の目標 | 18 |
| 2 生活環境施設整備計画 | 19 |
| 3 森林の整備その他林業の振興との関連 | 19 |
| 4 その他の施設の整備に係る事業との関連 | 19 |
| 第9 付図 | 別添 |
| 1 土地利用計画図（付図1号） | |
| 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号） | |
| 3 農用地等保全整備計画図（付図3号） | |
| 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） | |
| 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）（該当なし） | |
| 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）（該当なし） | |
| 別記 農用地利用計画 | 22 |
| (1) 農用地区域 | 22 |
| ア 現況農用地等に係る農用地区域 | 22 |
| イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 | 22 |
| (2) 用途区分 | 22 |

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

本町は静岡県の中央部にあり、大井川の上流から中流域に位置している。町域面積は 49,672ha で県全体の 6.4%を占め、広さは東西約 23km、南北約 40kmとなっている。

最北端は長野県との県境となっており、北部から東部にかけて静岡市と接している。北部から西部にかけては浜松市天竜区に接し、南部は島田市と接している。大井川流域の核都市である島田市の中心部へは、直線距離で約 25km である。

本町の広域的な道路網としては、国道 362 号、国道 473 号が存在し、静岡市や浜松市、島田市と連絡している。その他の幹線道路としては主要地方道島田川根線と主要地方道川根寸又峡線があり、島田市方面及び静岡市井川方面と連絡する。なお、国道 362 号の元藤川から崎平までの区間は、青部バイパスの整備が進められている。

高速道路、国道 1 号への連絡としては、東名高速道路の相良牧之原インターチェンジから約 1 時間 20 分（千頭まで）、新東名高速道路の島田・金谷インターチェンジから約 1 時間（千頭まで）、島田市の国道 1 号からは約 1 時間の地点に位置する。

鉄道としては、JR 金谷駅と井川駅を結ぶ大井川鐵道があり、町内には 19 の駅が存在する。所要時間は、金谷駅から駿河徳山駅までは約 60 分、千頭駅までが約 70 分となっている。大井川鐵道の利用者は減少傾向にあるが、地域の児童・生徒や高齢者等の足として重要な役割をはたすとともに、SL 列車、アプト式鐵道（アプトいちしろ駅～長島ダム駅）は、来訪者から人気があり、観光資源としても貴重な存在となっている。ただし、平成 26 年のダイヤ改正で、運行本数が大幅に減少した。

その他、町内にはバス路線として、千頭駅と寸又峡温泉を結ぶ大井川鐵道の路線バスや下泉駅を中心に町内各集落に連絡する町営バスが運行されている。

また、2009 年 6 月に開港した「富士山静岡空港」からは車で約 1 時間 10 分（千頭まで）、公共交通機関を利用すると約 1 時間 40 分となっている。

人口は減少を続けており、平成 22 年の人口は 8,074 人となっている。世帯数も同様に減少しており、平成 22 年の世帯数は 2,986 世帯となっている。

産業別の就業人口は、平成 17 年から 22 年にかけて、1 次、2 次、3 次産業就業者がともに減少しており、全体の中でも農業人口率が 30%減少していることが特に目立っている。産業別では第 1 次産業が 631 人（15.6%）、第 2 次産業が 1,353 人（33.4%）、第 3 次産業が 2,065 人（51.0%）となっており、第 3 次産業の占める割合が比較的高い。

人口等の将来動向としては、総人口、世帯数ともに、これまでと同様に減少が予想される。また、産業別就業人口の割合については、第 1 次産業及び第 2 次産業が減少し、第 3 次産業は増加すると見通されている。

本町の農業は茶が主体であり、茶の作付面積は 604ha、生産量は生葉が 2,671t、荒茶が 573t となっており、産出額は 1,255 百万円となり、農業産出額全体の約 91%を占めている。

農業就業者の動向としては、厳しい農業環境を背景として、新規就農者は 5 年間で 2 名にとどまっており、後継者不足や生産者の高齢化が進行している。

平成 22 年の農業振興地域内の農用地面積は 697ha であり、平成 12 年に比べ約 2.4%減少している。また、平成 22 年の耕作放棄地面積は 16ha であり、農用地面積の約 2.3%を占めている。

農業生産基盤の整備としては、農地造成事業や農道整備事業、用排水路整備事業等を行い、生産性の向上を図っている。

農業近代化施設の整備としては、町全体で 30 箇所の製茶工場をはじめとして、防霜ファン、農産物加工販売施設等の整備を進めてきた。

本町は農林業を中心産業として地域が発展してきたが、過疎化や兼業化が進み、農業従業者の高齢化や担い手不足等が深刻な問題となっており、農地の荒廃化が生活環境に及ぼす影響も懸念されている。

このように農業を取り巻く環境は厳しく、農業・農村の持つ国土や環境の保全機能、地域伝統文化の継承機能などの多面的機能が見直されつつあり、担い手不足や高齢化対策として、茶工場の施設の高度化や再編に取り組んでいる。

そのため、茶業については栽培から加工に至る各種技術の改善が必要となる。栽培面としては、生産基盤整備と茶園管理の機械化、省力化とともに、農作業の受委託、共同作業を推進する。加工面としては、「JA おおいがわ川根茶業センター」等を中心に、地域の特徴や生葉の特性を活かしながら、消費者の嗜好に対応した質の高い商品づくりを進めるとともに、茶工場の共同化など組織・経営力の強化及び工場従業者の技術水準の向上を促進する。

また、「茶＋複合作物」の農業体制に向けた技術の確立も進めており、茶を補完する農産物として、ゆずや清涼野菜等の生産に取り組んでいる。平成 21 年度に生産組合として川根本町ゆず組合が結成され一部を共同出荷、平成 25 年度には清涼野菜出荷協議会が結成され、生産作目の JA 直売所等への直送便事業が開始された。このように、農業所得の拡大や農業経営の安定を図り、農業後継者に対して魅力ある農業構造を確立していく。

本町では、北部の国有林をはじめとした森林地帯を除いた約 12,607ha が農業振興地域に指定されている。土地利用の現状は、農用地面積約 697ha、森林原野約 9,758ha、その他約 2,148ha となっている。

農業振興地域については、今後とも優良農地の確保と農業生産基盤の整備、さらに農村地域における生活環境の整備を推進するため、現行の範囲を維持する方針である。

今後は、山間地の特徴と優位性を活かした農作物の栽培を振興し、経営体質が強くなる気のある農家を育成し、産地強化に努めるとともに、観光と連携した土地利用を図っていく。

表 農業振興地域内面積の見通し

(単位:ha、%)

| 区 分 | 農用地 | | 農業用 施設用地 | | 森林原野 | | その他 | | 計 | |
|------------------|-----|-------|-------------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現 在 (平成 27 年) | 697 | (5.5) | 4 | (0.0) | 9,758 | (77.4) | 2,148 | (17.0) | 12,607 | (100) |
| 目 標 (平成 37 年) | 695 | (5.5) | 4 | (0.0) | 9,758 | (77.4) | 2,150 | (17.0) | 12,607 | (100) |
| 増 減 | -2 | | 0 | | 0 | | 2 | | 0 | |

注1:()内は構成比である。

注2:農用地の目標値は、過去 5 年間の農地除外面積の実績を基に推計した。(5 年で 1ha 程度の実績)

注3:農業用施設用地の目標値は、現状維持とした。

注4:森林原野の目標値は、現状維持とした。(過去 5 年間の林地開発許可面積の実績が 0ha)

注5:その他の目標値は、合計面積－(農用地＋農業用施設用地＋森林原野)により算出した。

イ. 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 697ha のうち、a～cに該当する農用地約 633.90ha について農用地区域を設定する方針である。

- a. 10ha 以上の集团的農用地
- b. 土地改良事業及びそれに準ずる事業(防災事業を除く。)の施行に係る区域内にある土地
- c. a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要な土地

茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保していくことが必要な土地

農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地

周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

環境保全の観点等から確保することが必要な土地

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内に介在し、四方を宅地に囲まれる等、営農環境が悪化し、今後も農用地として存続することが困難と認められる概ね1ha 未満の農用地
- (b) 急傾斜(概ね 15 度)の山間地にあり生産性が低く、道路、水路等の条件から見て、今後農業の近代化を図ることが困難であると認められる農用地
- (c) 主要幹線道路沿いで宅地化の進む地域にあり、農業環境の悪化により、将来農用地としての存続が困難と認められる農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

| 土地改良施設の名称 | 位置(集落名等) | 面積(ha) | 土地改良施設等の種類 |
|-----------|----------|--------|------------|
| 農道・用水路 | — | 14.16 | |
| 計 | | 14.16 | |

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体に保全する必要があるもの及び次に掲げる 1ha 以上の農業用施設用地について農用地区域を設定する。

| 農業用施設の名称 | 位置(集落名等) | 面積(ha) | 農業用施設の種類 |
|----------|----------|--------|----------|
| 該当なし | | | |
| 計 | | | |

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本町は今後農業経営を見込んだ土地として山林原野を農用地に設定する。また、生産性の高い茶園の保全に必要な土地として森林原野を農用地区域として設定して農地と一体的な保全を図っていく。

| 土地の種類 | 所在(位置) | 所有権者又は管理者 | 面積(ha) | 利用しようとする用途 | 備考 |
|-------|--------|-----------|--------|------------|----|
| 該当なし | | | | | |
| 計 | | | | | |

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本町は歴史ある銘茶産地であり、茶を基幹産業としてきたが、近年は、自然薯やゆず、菌床しいたけ、野菜類、そばなどの作物導入が進んでいる。

農用地の大部分は、大井川沿いの平坦部や緩傾斜地及びその周辺の山間地域に広がっているが、農業者の減少や高齢化の進行などによる耕作放棄や地形的な制約等を背景として、集団的なほ場形成が阻害されている。

今後は、農業生産基盤の整備としての農道等の整備及び農地保全対策としての集落協定の締結や農地防災事業の実施、農業が持続的に維持される環境づくりの支援のための中山間地域等直接支払交付金制度の活用、農業近代化対策としての農作業の機械化や茶工場の再編整備、農業従事者の確保対策としての就農環境づくり等を促進することにより、優良農地の確保・保全を図る。また、農地等の利用の効率化及び高度化の促進に適した農地は、農地中間管理事業により、担い手へ集積、集約を行う。

このような農用地等(633.90ha)を対象に、農業生産展開の基盤となる優良農地等の確保を図ることを基本として、農用地区域を設定する。

表 農用地面積の見通し

(単位:ha)

| 区 分 | 農地 | | | 農業用施設用地 | | | 計 | | | 森林・原野等 |
|------|-------|-------|-----|---------|-----|-----|-------|-------|-----|--------|
| | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 |
| 北部地区 | 192.5 | 192.5 | 0.0 | 1.2 | 1.2 | 0.0 | 193.7 | 193.7 | 0.0 | 0.0 |
| 中部地区 | 215.6 | 215.6 | 0.0 | 0.6 | 0.6 | 0.0 | 216.2 | 216.2 | 0.0 | 0.0 |
| 南部地区 | 221.4 | 221.4 | 0.0 | 2.5 | 2.5 | 0.0 | 223.9 | 223.9 | 0.0 | 0.0 |
| 計 | 629.5 | 629.5 | 0.0 | 4.3 | 4.3 | 0.0 | 633.9 | 633.9 | 0.0 | 0.0 |

注1:農地面積には土地改良施設等に供される面積を含む。

注2:単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

イ. 用途区分の構想

用途区分の設定にあたっては町域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を勘案して3地区に区分し、地区ごとに農地の基盤整備や流動化等を進めつつ、地区の実態に即した効率的な土地利用を推進する。

(ア)北部地区(A-1)

(奥泉、桑野山、犬間、崎平、上岸、青部、千頭、田代、東藤川、梅地)

本地区は、大井川沿いの一部の区域を除き、そのほとんどが山間地帯であり、比較的傾斜の緩やかな斜面を利用して農用地が確保されている。

地区内の農用地約193haは茶が主体として栽培されている。生産基盤の整備としては、農道整備が主体であり、梅地地区では70haの農地造成事業も行われている。近代化施設の整備としては、地域ごとに製茶工場の整備や防霜ファンの設置がほぼ完了している。

今後は、担い手不足や高齢化、建物の老朽化等から運営が困難な工場間での再編を進め、地域の生産・製造組織の強化を図る。また、中山間地域総合整備事業等による農道や用排水路の整備を進めるとともに、農作業の受委託や、共同作業を進めることで、効率的な生産を行う農業の展開を図る。

(イ)中部地区(B-1)

(上長尾、水川、田野口、徳山、元藤川)

本地区は、大井川沿いの集落周辺の平坦地や山間部の緩傾斜地を利用して農用地が確保されている。

地区内の農用地約 216ha は茶が主体として栽培されており、優良茶園が形成されている。また一部では、茶の補完作物である自然薯、ゆず等の栽培も行われている。

生産基盤の整備としては、山村振興等農林漁業特別対策事業や県単土地改良事業等により農道や用排水路の整備が行われており、近代化施設の整備としては、地域ごとに製茶工場の整備や防霜ファンの設置がほぼ完了しているが、その建物の老朽化対策が課題となっている。

今後は、農道や用排水路の整備を進めるとともに、乗用型摘採機等の農業用機械の導入を支援し、併せて、農作業の受委託や共同作業を進め、効率的な生産を行う農業の展開を図る。

(ウ)南部地区(B-2)

(下長尾、下泉、地名、壺町河内、久野脇)

本地区は、大井川沿いの集落周辺の平坦地や山間部の緩傾斜地を利用して農用地が確保されている。

地区内の丘陵地や緩斜面に位置する農用地約 221ha は茶が主体として栽培されており、優良茶園が形成されている。

生産基盤の整備としては、山村振興等農林漁業特別対策事業や県単土地改良事業等により農道や用排水路の整備が行われている。また、久保尾地区では 5.45ha の農地造成事業が行われ、高品質茶を生産する優良茶園が形成されている。近代化施設の整備としては、地域ごとに製茶工場の整備や防霜ファンの設置がほぼ完了している。

今後は、担い手不足や高齢化、建物の老朽化等から運営が困難な工場間での再編を進め、地域の生産・製造組織の強化を図る。また、農地造成事業や農道、用排水路の整備を進めるとともに、乗用型摘採機等の農業用機械の導入を支援し、併せて、農作業の受委託や共同作業を進め、効率的な生産を行う農業の展開を図る。

地名地区の大井川沿いの平坦部の農用地約 12ha は町内で唯一のまとまった水田で、既にほぼ場整備が行われており、引き続き生産性の高い集団農地としての利用を図る。

ウ. 特別な用途区分の構想

本地域では特別な用途区分は特に設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農用地等の大部分が樹園地で、その多くは大井川沿いの平坦部や緩傾斜地及びその周辺の山間地域に広がっている。

近年、農道や用排水路は整備されつつあるものの、ほ場整備や茶園管理の機械化の遅れが問題となっている。

開墾や改植、作業道開設、機械整備等を支援する町単独補助事業により、小規模ほ場整備や機械化を進める。

また、中山間地域総合整備事業により農道整備を進める。

(1) 北部地区(奥泉、桑野山、犬間、崎平、上岸、青部、千頭、田代、東藤川、梅地)

本地区は、比較的傾斜の緩やかな斜面に茶を作付けし、樹園地として利用している。茶やゆず等の複合経営の安定化を図るために、農道の新設・改良や排水路整備を進めるとともに、小規模であってもできる限りのほ場整備や機械化を進め、生産性の向上を図る。

(2) 中部地区(上長尾、水川、田野口、徳山、元藤川)

本地区は、集落周辺の平坦地や山間部の緩傾斜地を樹園地や畑として利用している。茶やゆず等の複合経営の安定化を図るために、農道の新設・改良や排水路整備を進めるとともに、小規模であってもできる限りのほ場整備や機械化を進め、生産性の向上を図る。

(3) 南部地区(下長尾、下泉、地名、壺町河内、久野脇)

地名地区の水田地帯はほ場や農道、用排水路の整備が行われているが、その他の樹園地においては、十分な生産基盤の整備が行われていない状況にある。今後は農道の新設・改良や排水路整備とともに、小規模であってもできる限りのほ場整備や機械化を進め、生産性の向上を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図 番号 | 備考 |
|----------------------|------------------------|-------|--------|----------|-------------------------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 | | |
| 農道等整備 中山間地域総合整備事業 | 道路工等 | 町内全域 | 80.0ha | — | H28 調査設計 H30～H34 工事実施予定 |
| 町単独事業 特産物振興事業 | 茶畑開墾、茶畑改植、 自力作業道開設等 | 未定 | 未定 | — | 未定 |

農業生産基盤整備開発計画図(別添)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

林業の作業道の整備は、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図る上で基盤となる産業施設であるとともに、森林のもつ多面的機能の発揮や山村地域における産業の振興や生活環境の整備上でも重要な役割を果たしている。

さらにきめ細かな森林施業を実施するためにも、作業道の整備は重要であり、既設の林道、作業道との調整を図りつつ、その効果が十分に達せられるよう整備を推進する。

また、平成 27 年度から、「木の駅かわね」実行委員会により開始された間伐事業により、農地周辺の森林整備を進めていく。

4 他事業との関連

第 1 次川根本町総合計画及び各分野別計画に基づき実施される道路整備や河川整備、治山事業等の諸事業との連携・調整を図りつつ、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進に努める。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより国土の保全や環境保全、良好な景観の形成、グリーンツーリズム等に対応した交流の場などとして多面的な機能を有しているが、農業従事者の地域外への転出や高齢化・後継者不足により、農用地の荒廃が進行している。

このため、農用地の機能を総合的に評価し、日本型直接支払交付金(中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)等の活用を通じて、集落全体で行う農地の保全や農地管理の取組を積極的に推進し、安定的な経営体への農用地の流動化とあわせ、耕作放棄地の発生抑制や解消に努め、農用地の保全・有効利用を図る。

また、観光との連携を図り、体験農園等の都市住民との交流施設としての利用など、農用地の多面的利用を促進し、農用地の維持・保全を図る。

野生鳥獣被害防止対策については、引き続き、有害鳥獣の駆除や侵入防止柵の設置などに取り組み、農用地の保全に努める。

さらに、地すべり対策等の農用地の保全対策を計画的に進め、農用地等における災害発生の未然防止、被害軽減及び機能回復を図る。

2 農用地等保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|-------------------|--|-------|--------------|------|------------------------------|
| | | 受益地区 | 受益面積(ha) | | |
| 中山間地域等 直接支払交付金 | 八中集落 (農道等共同管理、等高線栽培) | 八中 | 8.8 | 1 | H27～H31年度 807千円 |
| 〃 | 向井集落 (農道等共同管理、等高線栽培) | 向井 | 9.2 | 2 | H27～H31年度 845千円 |
| 〃 | 久保尾集落 (農道等共同管理、等高線栽培) | 久保尾 | 4.0 | 3 | H27～H31年度 368千円 |
| 〃 | 壱町河内集落 (農道等共同管理、多面的機能増進、 農村生産活動等の体制整備) | 壱町河内 | 2.4 | 4 | H27～H31年度 281千円 |
| 多面的機能 支払交付金 | 生態系保全、景観形成、生活 環境保全 | 久野脇 | 33.2 | 5 | H26～H28年度 4,880千円 |
| 〃 | 生態系保全、景観形成、生活 環境保全 | 瀬平 | 20.0 | 6 | H26～H28年度 3,048千円 |
| 〃 | 生態系保全、景観形成、生活 環境保全 | 地名 | 31.3 (予定) | 7 | H28～H32年度 9,819千円(予定) |
| 中山間地域 総合整備事業 | 生産基盤整備事業 (落石防止柵施設等) | 町内全域 | 80.0 | - | H28調査設計 H30～H34 工事実施予定 |
| 〃 | 生態系保全施設 (野生鳥獣被害防止対策等) | 町内全域 | 80.0 | - | H28調査設計 H30～H34 工事実施予定 |

農用地等保全整備計画図(別添)

3 農用地等の保全のための活動

(1) 主体的に地域農業に取り組む経営体の育成

将来の川根本町農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を踏まえ、農業者並びに農業関係団体が農業振興を図るため、町は、農業協同組合、農業委員会、農林事務所等で構成する「川根本町農業総合支援協議会」を設置し、担い手の育成や農地集積や集約化について協議し、当町の有効な農地利用対策を立てる。

また、認定農業者や生産者集団及びこれら周辺農家に対して、経営診断、経営改善方策の提示、先進的技術の導入等、支援を行い、地域の農業経営体が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携を図られるよう誘導する。さらに、「川根本町 人・農地プラン」に基づき中心経営体への農地利用集積を進めていく。

(2) 荒廃農地の解消と発生防止

近年、増加傾向にある荒廃農地や今後荒廃のおそれがある農地については、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業委員会や農業協同組合と連携し、「農地中間管理事業」等の農地集積・集約推進活動を一層活発化していく。農地の貸し手と借り手に係る情報の一元把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進め、認定農業者や生産者集団等への利用集積を図り、積極的に荒廃農地の解消及び発生防止に努める。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による規模拡大を促進し、意欲的な農業経営の改善に資するように努める。

また、荒廃農地の発生防止や解消に向けた農地パトロールなどの啓発活動に取り組む。

(3) 中山間地域等直接支払制度等の活用

地形的制約等により農業生産条件が不利な地域や農業従事者の高齢化の進展が著しい地域等においては、農業が持続的に維持される環境づくりを支援するため、中山間地域等直接支払交付金等の制度を積極的に活用する。

(4) 消費者との交流の促進

豊かな自然環境を活かしつつ、釜炒茶や手揉み茶といった話題性や希少価値のあるお茶の製造見学や体験ができる「地域資源活用総合交流促進施設」や、対話スタイルを基本とした呈茶等ができる「フォーレなかかわね茶茗館」を拠点として活用し、豊かな自然環境を活かしながら、消費者が本町を訪れ様々な体験ができる場づくりを積極的に行う。

また、農家の縁側などを喫茶スペースとして開放し、自慢の川根茶をふるまうイベント「川根茶縁喫茶」を行い、川根茶ブランドの強化に取り組んでいく。

(5) 多面的機能支払事業等の促進

中山間地域総合整備事業や多面的機能支払交付金等の事業の活用により、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同作業や農地防災対策等を促進し、地域の財産である農地・水・環境の保全を図る。

(6) 鳥獣被害防止対策の促進

従来からイノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣被害の対策として有害鳥獣捕獲や狩猟者による捕獲、電気柵等の侵入防止柵の設置等を実施してきたが、個体数の増加により近年さらに被害が深刻化している。そのため今後は、現地研修会等を実施し、狩猟免許の取得や柵の未設置箇所への設置の促進、住民の対策意識向上のための指導・サポート体制の推進などの総合的な対策を行い、地域が一体となった有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を図っていく。

(7) 静岡の茶草場農法の推進

環境と共生しつつ、良質なお茶を生産する静岡の茶草場農法の実践を推進し、環境に配慮した安心安全なお茶づくりに努める。

(8) 環境保全型農業の促進

環境保全型農業直接支払等の事業の活用により、生物多様性の保全や地球温暖化防止に取り組むとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の普及を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備にあたっては、農用地の保全の観点からも、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業により健全な森林資源の維持増進を図る。

森林整備の推進方向としては、川根本町森林整備計画書で定める機能別森林ごとに、「水土保持林」等の重視すべき機能に配慮しつつ、立地条件に応じた多様な森林資源の整備と保全を図る。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農家数は1,118戸(平成22年、総農家)で、うち経営規模1.5ha以上の農家数は39戸と全体の3%程度となっている。これらの経営耕地規模が比較的大きい経営体は増加傾向にあるものの、高齢化や担い手の不足等の問題は深刻化しつつある。

このような状況の中で、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営者の育成とこれらの経営体の本町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する必要がある。

本町では地域農業の中心となる経営体の目標として、現在成立している優良な経営事例を考慮し、1経営体当たりの年間農業所得目標を概ね600万円、主たる従事者1人当たりの年間労働時間を1,800時間から2,000時間程度の水準に設定する。また、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として概ね60%と設定する。

| 営農類型 | 目標規模 (ha) | 作目構成 | 戸数 (経営体) | 集積目標面積 (ha) |
|---|--------------|-----------------------|-------------|----------------|
| 茶 (自園自製自販) | 3.0 | 茶 3.0ha | 25 | 75 |
| 茶 (生葉・共同工場) | 3.0 | 茶 3.0ha | 40 | 120 |
| 茶(生葉・共同工場) + 他作物(ゆず、じねんじょ、 ブルーベリー等) | 3.0 | 茶 2.0ha、 他作物 1.0ha | 35 | 105 |
| 茶(自園自製自販) + 露地野菜 | 3.5 | 茶 1.5ha、 他作物 2.0ha | 25 | 87.5 |
| ハウス野菜 (トマト、菌床椎茸等) | 0.5 | | 11 | 5.5 |
| 露地野菜等 (ネギ、薬草) | 2.0 | | 6 | 12 |
| 合計 | — | — | 142 | 405.0 |

(注)資料:農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想(平成26年9月)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営の目標を達成するため、以下のような方針で、担い手の育成と農用地の利用集積を進めていく。

- 経営分析による経営管理の合理化、家族経営協定締結による農業従事の態様の改善を促進する。
- 経営規模の拡大にあたっては、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用により、「川根本町 人・農地プラン」に位置づけた効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を行う。
- 経営体の委託を受けて農作業を行うサービス事業体や地域の農用地を一括管理するなどの農業法人等の育成により、地域営農システムの確立に努める。
- 農村における女性は農業生産の重要な役割を担っていることから、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請や女性の農業経営者の育成を促進する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農業生産組織の活動促進対策

効率的な営農や農業法人等への発展していく経営体として重要な位置を持っていることから、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた育成をする。また、その経営の効率化を図り、体制の整ったものについては法人化へ誘導し、ビジネス経営体の育成を図る。

特に、本町においては、集落や共同製茶組織を核とした茶園集積や管理の共同化を進めていく。

町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や生産組織の運営、農業経営の法人化に当たっての話し合いの場への参加を進める等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律や農業経営基盤強化促進法に基づく事業による農用地の流動化対策

本町の農地流動化は平成25年で34件、10.9haとなっており、農地全体に対する流動化の割合は低い。今後は町、農業委員会、農業協同組合、農業振興公社の連絡を密にし、農地中間管理法による農地中間管理事業や、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業による流動化を進め、中核的な担い手への農用地集積、集約化を推進する。

(3) 農作業の受委託の促進対策

兼業農家、農業労働力の高齢化等の問題を抱える農家を対象に、農作業の受委託を積極的に推進し、農作業の機械化と農用地の効率的利用を図る。

小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農業者、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化した上、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、中核的担い手と多様な担い手の協力体制を構築していく。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本町の茶業は歴史的にも古く、山霧、川霧、気温の日寒暖差、降水量や土壌などの生育環境や、各茶農家の高い栽培・製造技術により、銘茶「川根茶」の産地として知られている。

農業近代化施設の整備としては、加工施設の整備や防霜ファンの設置、農産物加工販売施設等の整備を進めてきた。

しかし、近年、生産者の高齢化や担い手不足、有望品種への改植、基盤整備及び機械化の遅れなどが問題となっているほか、流通面では消費者の嗜好の多様化、荒茶価格の低迷など、茶業を取り巻く環境は厳しくなっている。

安定した茶業経営を行うためには、高品質茶の生産を推進し、標高概ね 500m以上で作られた町戦略品種である「おくひかり」を「天空の茶」として販売するなど、特徴的なブランドづくりと特色ある産地づくりに取り組むとともに、生産から流通に至るまでの体制を強化することが必要である。

このため、作業効率の向上や省力化を目指した、レール走行式茶園管理機や乗用型摘採機の導入等により、機械化による栽培管理体制への移行を促進する。

また、荒茶生産において、施設の老朽化や担い手が不足する中で、地域の実情に沿った茶工場の再編整備を促進し、茶工場の近代化・合理化を図る。

さらに、消費者ニーズに合った茶づくりと販売体制の強化に努めるとともに、既存の観光交流施設等を活用しつつ、農産物の販売施設や情報発信機能を強化し、消費拡大を図る。

2 農業近代化施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 受益の範囲 | | | 利用組織 | 対図番号 | 備考 |
|-------------------------|----------------|-------|------------|-----------|---------|------|-----|
| | | 地区 | 面積 (ha) | 戸数 (戸) | | | |
| 茶加工施設 | 地名地区 茶製造機械 | 全域 | — | — | 認定農業者等 | 1 | H28 |
| 農産物加工施設 | 農産物集出荷 加工機械 | 全域 | — | — | 農事組合法人等 | 2 | H31 |
| 町単独事業 特産物振興事業 | 省力化施設整備 | 未定 | 未定 | — | 未定 | 未定 | — |
| 町単独事業 荒茶加工施設 整備事業 | 荒茶加工施設 整備 | 未定 | 未定 | — | 未定 | 未定 | — |

農業近代化整備計画図(別添)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

近年、産業構造の変化や都市化の進展に伴い、農業を取り巻く環境は厳しくなっている。本町でも、厳しい農業環境を背景として、新規就農者は5年間で4名にとどまっており、後継者不足や生産者の高齢化が進行している。

このような中で、本町農業を将来にわたって発展させていくためには、新規就農者の確保、育成が必要不可欠である。そのため、今後の新規就農者の動向等を踏まえて、農業法人(農業者としての雇用)化や農作業の機械化等を進め、若者が就農できる農業・農村の環境づくりを関係機関・団体と連携して検討する。また、町内外から意欲ある多様な新規就農者を確保、育成するため、情報提供や研修機会を充実し、定着できる環境づくりを推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

| 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の対象者 | 対函番号 | 備考 |
|-------|-------|--------|--------|------|----|
| 該当なし | | | | | |

3 農業を担うべき者のための支援の活動

本町の農業の核となる認定農業者の育成を図るため、「川根本町農業総合支援協議会」を中心として当該農家への農地集積を積極的に推進するとともに、経営診断、経営改善方策の提示、先進的技術の導入等の支援を行う。

新規農業者についても、経営が円滑にスタートしその後も継続されるよう、(国庫)青年等就農給付金などの活用により就農準備としての資金や農地の確保などの支援・指導を行う。

また、新規参入の促進とともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要があるため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、重要な担い手として位置づけられる女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事者の就業環境等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の推進、休日制の導入や、高齢者、非農家等の労働力も活用できるような環境整備を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業を取り巻く厳しい労働環境や経営環境などにより、本町の農家戸数は年々減少している。農業従事者の他産業就業の状況は、そのほとんどが恒常的勤務であり、今後もこの傾向は変わらないと予測される。

農業従事者の就業機会を確保することは、農業従事者の就業に伴う都市等への流出を抑制し、農業の持続発展の基盤維持に寄与することから、町と企業が協力し、積極的に就業の場の確保に努める。

単位:人

| 区分 | | 従業地 | | | | | | | | |
|---------------|----------|------|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|-----|
| I | II | 市町村内 | | | 市町村外 | | | 合計 | | |
| | | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 恒常的 勤務 | 林業 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 4 |
| | 漁業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 鉱業 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 建設業 | 30 | 4 | 34 | 11 | 1 | 12 | 41 | 5 | 46 |
| | 製造業 | 24 | 25 | 49 | 9 | 5 | 14 | 33 | 30 | 63 |
| | 電気・ガス等 | 3 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 4 |
| | 運輸・通信業 | 8 | 1 | 9 | 3 | 0 | 3 | 11 | 1 | 12 |
| | 卸売・小売業等 | 17 | 21 | 38 | 6 | 4 | 10 | 23 | 25 | 48 |
| | 飲食・宿泊業 | 4 | 7 | 11 | 1 | 1 | 2 | 5 | 8 | 13 |
| | 金融・保険業 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | 不動産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 医療・福祉 | 3 | 10 | 13 | 1 | 2 | 3 | 4 | 12 | 16 |
| | その他サービス業 | 20 | 13 | 33 | 8 | 3 | 11 | 28 | 16 | 44 |
| 公務等 | 7 | 2 | 9 | 3 | 0 | 3 | 10 | 2 | 12 | |
| 計 | | 120 | 84 | 204 | 45 | 16 | 61 | 165 | 100 | 265 |
| 自営 兼業 | 林業 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 漁業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設業 | 5 | 1 | 6 | 2 | 0 | 2 | 7 | 1 | 8 |
| | 製造業 | 4 | 4 | 8 | 1 | 0 | 1 | 5 | 4 | 9 |
| | 電気・ガス等 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 運輸・通信業 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| | 卸売・小売業等 | 3 | 4 | 7 | 1 | 1 | 2 | 4 | 5 | 9 |
| | 飲食・宿泊業 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 |
| | 金融・保険業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 不動産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 医療・福祉 | 1 | 2 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 |
| | その他サービス業 | 3 | 2 | 5 | 1 | 1 | 2 | 4 | 3 | 7 |
| 公務等 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 | |
| 計 | | 21 | 15 | 36 | 8 | 3 | 11 | 29 | 18 | 47 |
| 季節労働者 | | 13 | 9 | 22 | 4 | 2 | 6 | 17 | 11 | 28 |
| 計 | | 13 | 9 | 22 | 4 | 2 | 6 | 17 | 11 | 28 |
| 自由労働者・ 臨時雇 | 林業 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 |
| | 漁業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設業 | 10 | 2 | 12 | 4 | 0 | 4 | 14 | 2 | 16 |
| | 製造業 | 9 | 9 | 18 | 3 | 1 | 4 | 12 | 10 | 22 |
| | 電気・ガス等 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 運輸・通信業 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 3 |
| | 卸売・小売業等 | 6 | 7 | 13 | 2 | 2 | 4 | 8 | 9 | 17 |
| | 飲食・宿泊業 | 2 | 2 | 4 | 1 | 1 | 2 | 3 | 3 | 6 |
| | 金融・保険業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 不動産業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 医療・福祉 | 1 | 4 | 5 | 1 | 1 | 2 | 2 | 5 | 7 |
| | その他サービス業 | 7 | 5 | 12 | 2 | 1 | 3 | 9 | 6 | 15 |
| 公務等 | 2 | 1 | 3 | 1 | 0 | 1 | 3 | 1 | 4 | |
| 計 | | 41 | 30 | 71 | 16 | 6 | 22 | 57 | 36 | 93 |
| 総計 | | 195 | 138 | 333 | 73 | 27 | 100 | 268 | 165 | 433 |

(注)1. 目標:平成32年(2020年)

2. 資料:2000年、2005年、2010年農林業センサス他

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業委員会と調整し、農家台帳の整備を行い、農家の経営意向や就業意向の把握に努める。

また、定期的に、島田公共職業安定所による就業斡旋や就業指導等の出張職業相談活動を実施する。

(2) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保

本町の基幹作物である茶に関しては、製茶工場の再編整備を進めるとともに、生産組織の法人化と年間雇用体制の確立を推進する。

本町には豊かな自然資源や温泉資源など多くの観光資源が存在することから、これらの地域資源を利活用した観光事業の創出により、就業機会の拡大を図る。

さらに、6次産業化を推進することで、農家が加工や販売・サービスまで行いながら農産物の付加価値を高めることで、所得向上や雇用創出につなげることを目指す。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の林業の経営形態は、ほとんどが農林複合経営型であることから、森林組合の各種事業の受委託の拡大等を図りつつ、労働安全の確保、労働保険への加入等就労条件の改善に努め、地域内就労の場の確保を図る。

さらに、桑野山地区に町営の貯木場を開設し、木材供給を拡大していく。平成27年11月からは、林地残材を町内の指定集荷場に搬出し、代金を地域通貨にて支払う「木の駅事業」を開始した。森林の整備推進と地域通貨による地域経済への貢献や集落・茶園周辺の環境改善の促進、小規模・副業的自伐林業の復活を図る。

また、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を進める。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 道路・公共交通

行楽シーズンの渋滞や豪雨等による通行規制の解消、大規模災害時の交通確保のため、幹線道路の早期整備及び町道の新規路線整備や改良などを進め、農村生活の利便性や安全性の向上を図る。町内を走行する大井川鉄道にあつては「きかんしゃトーマス」とのコラボもあり大盛況となり、町への観光客も増加した。そのため町では汽車の運行日にあわせ、国道の交通規制などを行い、観光客の誘致等を行っている。今後も、鉄道駅からその他町内観光施設までの公共交通網の確保に努める。

さらに、公共交通機関がない地域の解消を目指し、既存の町営バス路線の拡大や、デマンドタクシー「おでかけ号」の運行を開始した。主に高齢者や障がい者等の自分で移動することができない交通弱者の移動手段を確保するとともに、町営バス・デマンドタクシーの運行区域外の住民に対しては、民間交通機関の運賃を助成することで、町全体として住民が移動しやすい環境を整備する。

国道362号線の「青部バイパス」「高郷(上長尾)バイパス」「小長井バイパス」についての整備も行き、今後も町内の交通環境向上に取り組んでいく。

(2) 情報

総務省による情報通信利用環境整備推進交付金の交付の決定をうけ、町内全域に有線方式(FTTH)と無線方式(FWA)を組み合わせた超高速ブロードバンド基盤の整備が平成27年に完成し、携帯電話の通話エリアの拡大などの地域情報化が進んだ。今後も住民の生活利便性と安心・安全の向上に取り組んでいく。

(3) 住宅・公園

過疎対策のひとつとして、町住宅マスタープランに基づいた若者向けの公共賃貸住宅の整備、公営住宅の建替えを計画的に進めるとともに、平成24年からは町内にある空き家物件の売却・賃貸等を希望する所有者から物件情報を登録し、町内外からの移住希望者に空き家情報の提供を行う「空き家バンク」の利活用を行っている。今後も、町内居住者や居住希望者に対し、情報発信を積極的に行っていく。

また、地域緑化活動についても促進・支援し、農村の住環境整備に努める。

(4) 水道

簡易水道や飲料水供給施設の計画的な改良を行うなど、水道未普及地域の解消と簡易水道事業の安定経営、町民への水の安定供給を図っていく。

(5) 保健性

ごみの減量化やリサイクル運動、不法投棄対策、合併処理浄化槽の設置などを推進し、美しい環境と生活空間の実現を目指すとともに、長期的な視点に立った斎場の管理運営と墓地の適正管理を目指す。

(6) 防災

新たに策定された「地域防災計画」に基づき、地域の防災拠点となる施設の整備、効率的な情報伝達のための通信施設や防災資機材の整備、道路鉄道等災害防止対策といった新防災システムの構築を行う。

また、自主防災体制を強化し、町全体の防災力の向上を目指す。

(7) 消防・救急・医療

大規模な災害の発生が危惧されていることもあり、より充実した消防サービスの実現に向けて、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町そして川根本町の3市2町で、消防救急業務の広域化に向けた取り組みを始めている。近隣の市町村と連携して火災や事故の発生を未然に防止し、有事の際の被害の軽減に向けた消防組織の充実と、迅速な救急体制のより一層の強化を目指す。

また医療関係では、地域医療連携と遠隔診療支援システム「ふじのくにねっと」等により地域の医療機関が相互に連携し、予防や早期治療、重症化の防止などの地域医療の充実を図っている。

2 生活環境施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 対図番号 | 備考 |
|-------|--------|------|----|
| 該当なし | | | |

3 森林の整備その他林業の振興との関連

生活環境施設の整備に当たっては、森林整備計画との調整及び森林資源や自然環境との調和を図る。

平成21年からは、石油の代替エネルギーとして、薪に代表される木質バイオマスエネルギーを利用するため、本町に豊富にある森林資源の有効活用する「森林(もり)のエネルギー導入促進事業」を促進し、町民が薪ストーブ、薪ボイラーや薪の風呂釜などを設置する経費に補助を行っている。

4 その他の施設整備に係る事業との関連

第1次川根本町総合計画及び各分野別計画等の諸事業との連携・調整を図りながら、効率的で効果的な生活環境施設整備の推進に努める。

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図 (付図1号)
- 2 農業生産基盤整備開発計画図 (付図2号)
- 3 農用地等保全整備計画図 (付図3号)
- 4 農業近代化施設整備計画図 (付図4号)

別記 農用地利用計画

1 農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち、別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。

| 区域番号 | 区域の範囲 | 備考 |
|------|---|-------------------------|
| A-1 | 大字奥泉、大字桑野山、大字犬間、大字崎平、大字上岸、大字青部、大字千頭、大字田代、大字東藤川、大字梅地 | 農用地区域の面積 193.7ha(概数) |
| B-1 | 大字上長尾、大字水川、大字田野口、大字徳山、大字元藤川 | 農用地区域の面積 216.2ha(概数) |
| B-2 | 大字下長尾、大字下泉、大字地名、大字壺町河内、大字久野脇 | 農用地区域の面積 222.7ha(概数) |

2 用途区分

下表の「区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げる通りとする。

| 区域番号 | 用途区分 |
|------|--|
| A-1 | 農地(畑、樹園地、農業用施設用地) :別添図面(縮尺1/1,200)公図(写)のうち黄色で着色した区域 |
| B-1 | 農地(畑、樹園地、農業用施設用地) :別添図面(縮尺1/1,200)公図(写)のうち黄色で着色した区域 |
| B-2 | 農地(田、畑、樹園地、農業用施設用地) :別添図面(縮尺1/1,200)公図(写)のうち黄色で着色した区域 |